特定随意契約理由書

調達件名	新型コロナウイルス感染症陽性者へのパルスオキシメーター
	配送等業務
発注課	保健福祉局 保健所 感染症対策本部 医療対策室
	自宅療養班 (宿泊・自宅療養担当課)
選定事業者	佐川急便株式会社北海道支店
防辛初約の畑中(担手士が快字)を畑中な合は、)	

随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)

本業務は、新型コロナウイルスにり患した者が、自宅でも健康状態や症状の変化を迅速に把握できるよう、血中酸素飽和度を簡易に測定できるパルスオキシメーターを対象者宅に配達する業務であるが、このパルスオキシメーターは、生命を守るため、陽性確定後速やかに陽性者へ届けることが求められる。当該業務は、札幌市から送付する電子データをもとにラベル作成・貼付のうえ、必要物資を封詰めし、午後3時までにデータを渡したものは当日発送・翌日配達するものであり、厳重な個人情報の保護及び発送の迅速性が求められる業務である。加えて、市民の健康と安心を守るため、可及的速やかに運用開始する必要がある業務である。

このため、大分類「一般サービス業」、中分類「運輸・通信業」に登録を有し、個人情報の取り扱いに関して、JISQ15001 規格に基づくプライバシーマーク又は、情報セキュリティマネジメントシステム ISO/IEC27001 (JISQ27001) の認証を取得しており、当該業務を行うことが可能な業者を調査した結果、上記業者及びヤマト運輸株式会社北海道法人営業支店の二者が該当したが、このうちヤマト運輸株式会社については、社の方針として当該業務の受託は困難である旨、申し出があったところ。一方、上記業者は、他自治体で同種の業務を受託している実績があり、確実な履行が見込まれるところである。

以上により、上記業者は当該業務を履行することが可能である唯一の業者であること、また、緊急に調達する必要があり時間的余裕がないことから、上記業者を相手方とした随意契約を行う。

根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号
	札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第第 93 条の 2 第 2 項
決定日	令和3年6月5日